

令和8年1月開始予定の個人住民税の電子申告に伴う 特定個人情報保護評価書案の主な追加・変更点

主要な追加・変更点	解 説
①特定個人情報を利用するシステム	<p>既存システムに加えて次の2つのシステムの利用が開始されます。</p> <p>①eLTAX 個人住民税電子申告システム 地方税共同機構が新規で開発した住民税申告書を作成するシステムです。作成した申告書は②のマイナポータル申請管理のシステムを通して本市に届きます。</p> <p>②マイナポータル申請管理 市民が作成した住民税申告書にマイナンバーや電子証明の情報を付与して、本市に送付するシステムです。このシステムを通して住民税申告書（電子申告データ）を本市が受け取ることとなります。このため、主にこのシステムについての運用方法や環境構築状況を評価書に記載しています。</p>
②電子申告データの保管方法	<p>マイナポータル申請管理からダウンロードした電子申告データは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている電算機室に設置したサーバ内に保管します。</p>
③電子申告データの保存期限	<p>マイナポータル申請管理からダウンロードした電子申告データは、1年間は保存し、保存期限を過ぎたデータは直ちに削除します。</p>
④不必要な電子申告データを受け取ってしまうリスクに対する措置	<p>電子申告では、マイナポータル申請管理の画面による誘導に従い、利用するサービスを検索し、申請フォームに必要情報を入力します。この画面での誘導を簡潔に行うことにより異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止します。</p>
⑤電子申告データが本人以外から届いてしまうリスクやデータが改ざんされてしまうリスクに対する措置	<p>マイナポータル申請管理から電子申告データを送信するには、マイナンバーカードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、これらのデータを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）による本人確認を実施します。</p>
⑥権限のない者（元職員等）によって不正に使用されるリスクに対する措置	<p>マイナポータル申請管理を利用する必要がある職員を特定し、ID とパスワードによる認証を行います。マイナポータル申請管理へのアクセスログ、税務システムへのアクセスログ及び操作ログは記録しますので、不正とみられる操作があった場合は、直ちに操作内容を確認します。また、マイナポータル申請管理にアクセスできる端末を制限することにより不正な使用を防止します。</p>

⑦従業員が事務外で使用するリスクに対する措置	外部記録媒体を利用せず、特定のネットワーク間のみで作業を完了させるようにし、 従業員がデータを持ち出せない環境を構築します。
⑧入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置	マイナポータル申請管理と地方公共団体との間は、 LGWAN回線を用いた暗号化通信を行っています。 このため、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようになっています。
⑨特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策	マイナポータル申請管理からダウンロードしたデータは、厳格に管理されている電算機室のサーバ上のみ保管します。電算機室の出入口では 生体認証による入退室管理 を行っており、監視設備として 監視カメラを設置 しています。
⑩特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策	利用する端末にはウイルス検出ソフトウェア等の導入による ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを実施 し、マルウェアの検出を行います。

(注意)

特定個人情報保護評価書案の主な変更点等を解説しています。概要版ですので、特定個人情報保護評価案とは表現などが異なります。